

社会福祉法人 大阪重症心身障害児者を支える会  
居宅介護支援事業所 支える会ケアプランセンター  
平成28年度 事業計画書

## 1. 事業の実施方針

本事業所は重症心身障害児者の支援を中心に事業を実施してきたノウハウを元に、その障害児者の介護等に長年携わってきた御両親が直面する介護等のニーズに対して、きめ細かに対応できる支援を実施していきたい。

利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとし、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

## 2. 事業の実施に関する事項

イ) 指定居宅介護支援を、下記業務を通じて適切に実施する。

1 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応。

2 課題分析の実施

(1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

(2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 使用する課題分析票の種類はMDS-HC方式とする。

3 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

4 サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等につ

いて、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

#### 6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

ロ) 営業時間等：年末年始（12月30日～1月3日）を除く毎日（24時間）

ハ) 主な活動地域：大阪市阿倍野区、東住吉区、住吉区、平野区

- ・職員体制：管理者—1名（兼務）  
介護支援専門員—1名（常勤）  
事務職員—1名（非常勤）

### 3. 研修等に関する事項

イ) 居宅介護支援の資質向上のための研修会を定期的に開催する。（月1回程度）  
事業所内研修

- ①コミュニケーションに関する研修
- ②相談支援技術に関する研修
- ③職業倫理に関する研修
- ④健康及び衛生面に関する研修
- ⑤制度理解に関する研修
- ⑥事例研修
- ⑦メンタルヘルスケア研修

ロ) 事業所外部研修 随時派遣し、資質向上に努める

### 4. その他

- ・定期健康診断に実施  
実施時期：随時（年1回の実施になるように調整）
- ・サービスに関するアンケート調査の実施（利用者）